

目的 第1条

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い**ことに鑑み、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

定義 第2条

アルコール健康障害：

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念 第3条

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害対策を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務 第4～9条

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

アルコール関連問題啓発週間 第10条

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（1月10日から16日まで）を設ける。

アルコール健康障害対策推進基本計画等 第12、14条

アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）：

変更しようとするときは、厚生労働大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。

都道府県アルコール健康障害対策推進計画：

都道府県に対し、策定の努力義務

基本的施策 第15～24条

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

アルコール健康障害対策推進会議 第25条

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議を設置

アルコール健康障害対策関係者会議 第26、27条

専門家、当事者等の委員で構成され、厚生労働大臣が任命するアルコール健康障害対策関係者会議を設置。基本計画の変更における厚生労働大臣への意見具申、アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して意見具申を行う。

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

（計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで）

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

- ①教育の振興等
- ②不適切な飲酒の誘引の防止
- ③健康診断及び保健指導
- ④アルコール健康障害に係る医療の充実等
- ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ⑥相談支援等
- ⑦社会復帰の支援
- ⑧民間団体の活動に対する支援
- ⑨人材の確保等
- ⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 31 日

各都道府県アルコール健康障害対策担当部(局) 御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省健康局健康課

「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定について

平素よりアルコール健康障害対策の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府においては、本日、アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)(以下「基本法」という。)に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るための「アルコール健康障害対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しましたので、下記のとおり御連絡いたします。

貴団体におかれましては、本事務連絡も参照の上、都道府県アルコール健康障害対策推進計画の検討その他の必要な取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡については、貴管下の市区町村(政令指定都市を含む。)にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「アルコール健康障害対策基本法」について【別紙 1 参照】

基本法の概要は別添 1 のとおりです。また、「アルコール健康障害対策基本法の施行について(通知)」(平成 26 年 6 月 2 日府政共生第 411 号等)も御参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/alcohol/pdf/kihonhou/tsuchi.pdf>

2. 「アルコール健康障害対策推進基本計画」のポイント【別紙 2、別紙 3 参照】

(1) 計画の対象期間

基本計画は、政府が講ずるアルコール健康障害対策の最も基本的な計画として、平成 28(2016)年度から 32(2020)年度までの概ね 5 年間を対象としています。

(2) 計画の構成について

基本計画は、次の 5 つの柱で構成されています。

○ I アルコール健康障害対策推進基本計画について

基本計画の位置付け等を示しています。

○Ⅱ 基本的な考え方

基本計画全体の「基本理念」及び「基本的な方向性」を示しています。

○Ⅲ アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題

平成 32 (2020) 年度までに特に重点的に取り組むべき課題及び達成する目標を示しています。

○Ⅳ 基本的施策

基本法に規定される 10 の基本的施策ごとに分野を分け、原則として、それぞれの分野について、基本計画の対象期間に達成する目標と、そのために取り組む施策を示しています。

○Ⅴ 推進体制等

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制等について示しています。

基本計画で示された目標・努力義務等について

基本計画では、以下のいくつかの重要な目標・努力義務等が示されています。

■基本計画「重点課題（抜粋）」

◇飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防するための目標

- ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性 13.0%、女性 6.4%まで減少させること
- ②未成年者の飲酒をなくすこと
- ③妊娠中の飲酒をなくすこと

【参考】

- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（現状値(H22)）
男性：15.3% / 女性：7.5%
- ・未成年者の飲酒（現状値(H22)）
高校3年・男子：21.7% / 高校3年・女子：19.9%
- ・妊娠中の飲酒者（現状値(H22)）
8.7%

※現状値は、いずれも厚生労働省「健康日本 21（第2次）」による

◇アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

全ての都道府県において、

- ①地域における相談拠点
- ②アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関が、それぞれ1箇所以上定められることを目標として設定

■基本計画「推進体制等（抜粋）」

◇都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について

基本法第 14 条により、都道府県は、本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即した「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」を策定するよう努めなければならない、とされており、国はその策定を促す。

3. 「アルコール健康障害対策推進基本計画」策定後の対応スケジュールについて

(1) 「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定について

基本法第14条及び基本計画「推進体制等」で規定されているとおり、各都道府県においては、基本計画の期間（平成28年度～平成32年度）中に、「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定に努めていただく必要があります。

国においては、今後、その取組を促すために、今夏を目途に「基本計画ガイドブック（仮称）」を作成し、公表する予定です。

(2) 「都道府県健康増進計画」について

基本計画（平成28年度～平成32年度）で示す数値目標は、健康日本21（第2次）（平成24年7月10日厚生労働省告示430号。以下「健康日本21」という。）（平成25年度～平成34年度）の目標値を採用していますが、達成時期については、健康日本21より2年前倒しされています。

健康日本21の中では、都道府県及び市町村の健康増進計画の策定について定めていることから、各都道府県においては、健康増進計画の見直しの必要性等について御確認ください。

(3) 「相談拠点」及び「専門医療機関」の設定について

基本計画では、全ての都道府県において、「地域における相談拠点」と「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」がそれぞれ1箇所以上定められることを目標としています。

厚生労働省においては、これらの拠点及び機関を各都道府県において設定するための「指定要件」を今年度中を目途にお示しする予定です。各都道府県においては、当該指定要件が示された後、基本計画に沿った所要の措置につき御検討をお願いいたします。

(以上)

【本件問合せ先】

- 本基本計画全体について
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（アルコール健康障害対策担当）付 荒井・高倉
TEL：03-5253-2111（内線：38316、38309）FAX：03-3581-0902
- 「都道府県健康増進計画」等について
厚生労働省健康局健康課 寺原・岩原
TEL：5253-1111（内線：2393、2347）FAX：03-3502-3099
- 「相談拠点」及び「専門医療機関」等について
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 松崎・増田
TEL：03-5253-1111（内線：3100、3027）FAX：03-3593-2008

国の基本計画と京都府推進計画の構成について（比較）

アルコール健康障害対策推進基本計画（国） 策定時期：平成 28 年 5 月 対象期間：平成 28 年度～令和 2 年度（5 年）	京都府アルコール健康障害対策推進計画 策定時期：平成 29 年 3 月 対象期間：平成 29 年度～令和 2 年度（4 年）
<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国における状況 ○WHOの動向 ○アルコール健康障害対策基本法 <p>I アルコール健康障害対策推進基本計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本計画の位置付け 2. 基本計画の対象期間 3. 基本計画の構成について <p>II 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 2. 基本的な方向性 <p>III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 <p>IV 基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育の振興等 2. 不適切な飲酒の誘引の防止 3. 健康診断及び保健指導 4. アルコール健康障害に係る医療の充実等 5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 6. 相談支援等 7. 社会復帰の支援 8. 民間団体の活動に対する支援 9. 人材の確保等 10. 調査研究の推進等 <p>V 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関連施策との有機的な連携について 2. 府県における府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について 3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて 4. 厚生労働省への円滑な事務移管について 5. 次期アルコール健康障害対策推進基本計画の数値目標に向けた取組について 	<p>1 はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○府内の飲酒の状況 ○アルコール依存症患者の現状 <p>2 京都府アルコール健康障害対策推進計画について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 対象期間 <p>3 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本理念 (2) 基本的な方向性 <p>4 計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 (2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 <p>5 取組の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生予防 (2) 進行予防 (3) 再発予防 <p>6 基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発生予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 教育の振興等 イ 若者等へ飲酒強要等の防止 ウ 不適切な飲酒への対策 エ アルコール依存症の正しい知識の普及 オ 飲酒運転防止 カ 様々な機関が連携した相談体制構築 (2) 進行予防 <ul style="list-style-type: none"> ア「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置 イ アルコール医療の推進と連携強化 ウ 健康診断と保健指導 エ 人材養成 オ 相談窓口の連携体制推進 カ 調査研究の実施 (3) 再発予防 <ul style="list-style-type: none"> ア「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置（再掲） イ 地域における相談拠点の明確化 ウ 家族支援体制の整備 エ 飲酒運転した者に対する対応 オ 社会復帰支援 カ 民間団体の活動支援 <p>7 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関連施策との有機的な連携 (2) 見直しの考え方及び計画の推進体制

京都府アルコール健康障害対策推進計画の概要と取組状況

(平成29年3月策定)

アルコール健康障害対策推進計画とは

【策定趣旨】 アルコール健康障害（「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者・妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」）に対し、本府の実情に応じ、発生から進行、再発の各段階に応じた予防施策を総合的に推進するため策定

【位置付け】 アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県計画

【対象期間】 平成29年度から令和2年度までの4年間（国計画：平成28年度～令和2年度）

基本的な考え方

(1) 基本理念

- 各段階に応じた予防施策、当事者・家族が日常生活及び社会性格を円滑に営むための支援を実施
- 医療、家族・子育て支援、健康増進等に関する施策との有機的な連携

(2) 基本的な方向性

- ア 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- ウ 医療における質の向上と連携の促進
- エ アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

計画の達成目標及び目標達成に向けた重点課題

(1) 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

<達成目標>

目指す目標(成果指標)	現在値(平成23年度)		目標値(平成29年度)		現在値(平成28年度)		目標値(令和5年度)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	22.5%	20.5%	20.5%	19.0%	14.4%	9.0%	13.0%	6.4%
未成年飲酒者	—		なくす		「きょうと健やか21(第3次)」より			
妊娠中の飲酒者	—		なくす		※「きょうと健やか21」の改定により平成30年度に目標値を再設定			

「きょうと健やか21(第2次)」より

<重点課題>

- ア 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代）に対する教育・啓発
- イ アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

(2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<達成目標>

平成29年度中に次の取組を実施

施策項目	実施年度
ア 地域における相談拠点の明確化 「アルコール健康障害対策マップ(仮称)」の作成	令和元年度
イ アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の選定	平成30年度～

<重点課題>

- ア アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点について、広く周知を図る。
- イ アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の構築

取組の方向性、基本的施策

(1) 発生予防

アルコール健康障害に関する府民の正しい理解を深めるため、アルコール健康障害に関する啓発と依存症に対する偏見解消に向けた取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 教育の振興等	・啓発マンガを作成し、府内の高校、大学等に配布 ・アルコール健康障害相談機関マップの作成・配布
イ 若者等へ飲酒強要等の防止	・アルコール健康障害に関する啓発活動の中心的役割を担う学生を養成する研修会を実施
ウ 不適切な飲酒への対策	・アルコール健康障害に関するセミナー等を開催
エ アルコール依存症の正しい知識の普及	・アルコール健康障害に関するセミナー等を開催
オ 飲酒運転防止	・ハンドルキーパー運動の周知・広報
カ 様々な機関が連携した相談体制構築	・京都府精神保健福祉総合センター、京都市こころの増進センター、医療機関、自助グループ等が連携し、アルコール健康障害相談機関マップを作成

(2) 進行予防

医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置	・依存症専門医療機関の選定 ※薬物、ギャンブル等依存症含む 医療法人稲門会いわくら病院(京都市内)(H30.11.8) 京都府立洛南病院(宇治市内)(H31.4.8)
イ アルコール医療の推進と連携強化	・アルコール健康障害関係ネットワーク会議を開催
ウ 健康診断及び保健指導	・アルコール健康障害相談機関マップを京都工場保健会等に配布
エ 人材養成	・久里浜医療センター主催の研修に府内の医療従事者を派遣
オ 相談窓口の連携体制推進	・アルコール健康障害相談機関マップを作成し、医療機関、市町村、児童相談所、民生児童委員協議会、薬剤師会等に配布
カ 調査研究の実施	・依存症専門医療機関に状況等照会

(3) 再発予防

医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行い、アルコール健康障害の再発防止・回復支援の取組を推進

施策項目	取組状況（主なもの）
ア 「アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関」の設置（再掲）	・依存症専門医療機関の選定 ※薬物、ギャンブル等依存症含む 医療法人稲門会いわくら病院(京都市内)(H30.11.8) 京都府立洛南病院(宇治市内)(H31.4.8)
イ 地域における相談拠点の明確化	・依存症相談拠点機関の設置 京都府：京都府精神保健福祉総合センター 京都市：京都市こころの健康増進センター ・アルコール健康障害相談機関マップの作成・配布
ウ 家族支援体制の整備	・アルコール依存症家族支援プログラム等の実施
エ 飲酒運転をした者に対する対応	・アルコール健康障害相談機関マップを警察等関係機関に配布
オ 社会復帰支援	・自助グループ・支援団体と連携した啓発、相談等の実施
カ 民間団体の活動支援	・自助グループ・支援団体と連携した啓発、相談等の実施 ・全日本断酒連盟第56回全国(京都)大会を全日本断酒連盟、京都府、京都市の共催で開催

推進体制等

- (1) 関連施策との有機的な連携・・・京都府保健医療計画に基づく施策、交通安全府民運動等との連携
- (2) 見直しの考え方及び計画の推進体制・・・「京都府アルコール健康障害対策推進会議」を設置

ギャンブル等依存症対策基本法概要

1 目的

ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている
ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、
→ もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

2 定義

ギャンブル等依存症:ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

3 基本理念

- ① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

5 責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定

* ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題

7 法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ① **ギャンブル等依存症対策推進基本計画**:政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
 - ② **都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画**:都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討)
- * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要

9 基本的施策

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 教育の振興等 | ⑥ 民間団体の活動に対する支援 |
| ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | ⑦ 連携協力体制の整備 |
| ③ 医療提供体制の整備 | ⑧ 人材の確保等 |
| ④ 相談支援等 | ⑨ 調査研究の推進等 |
| ⑤ 社会復帰の支援 | ⑩ 実態調査(3年ごと) |

10 ギャンブル等依存症対策推進本部

内閣に、内閣官房長官を本部長とする**ギャンブル等依存症対策推進本部**を設置

所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

本部に、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議**を設置

委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内)

所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行)

※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討

② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ] ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限 施設内の取組	・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターホート] ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターホート] ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ] ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ] ・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
相談・治療に つなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターホート]
依存症対策の 体制整備	・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターホート] ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ] ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ぱちんこ]

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

相談支援	・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]
- 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]
- 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

連携協力体制 の構築	・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	・医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～） ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

V 調査研究：基本法第22条関係

- ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]
- 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターホート]

VI 実態調査：基本法第23条関係

- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]
- 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]
- 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
- ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

- 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]
- 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

閣副第346号
平成31年4月24日

各都道府県知事 殿

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定等について

平素からギャンブル等依存症対策にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

ギャンブル等依存症は本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合もあるなど、その対策は喫緊の課題であります。

今般、政府は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しましたので、お知らせいたします。

今後、ギャンブル等依存症対策の効果的な推進を図るためには、政府の施策とともに、これと連携した各地域における取組が重要となります。

基本法第6条は、地方公共団体のギャンブル等依存症対策に関する責務を定めるとともに、第13条においては、「都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない」旨を定めております。

各位におかれましては、これら基本法の趣旨をご賢察頂き、今後、都道府県計画の策定に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

また、基本法第10条においては、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日から20日）を定めております。今後、各都道府県におきましても、同週間等において積極的な広報活動等を実施していただきますようお願いいたします。

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、政府とも密接な連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていただきますようお願いいたします。

なお、詳細については別添事務連絡に記載してあります。

平成31年4月24日

ギャンブル等依存症対策推進担当大臣

唐 隆 光 寛

事務連絡
平成31年4月24日

各都道府県

ギャンブル等依存症対策担当部局 御中

内閣官房
ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定等について

平素よりギャンブル等依存症対策に御協力いただき、ありがとうございます。

ギャンブル等依存症は本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合もあるなど、その対策は喫緊の課題となっています。

今般、政府は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しましたので、お知らせします。

基本計画においては、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築するため、政府と地方公共団体等が密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていく旨を規定した上で、

- 全都道府県等への相談・治療拠点の早期整備
- 各地域における包括的な連携協力体制の構築
- 家族に対する支援の強化
- アクセス制限の強化など関係事業者による取組

等の具体的な施策を盛り込んでおります。

今後、ギャンブル等依存症対策の効果的な推進を図るためには、政府の施策とともに、これと連携した各地域における取組が重要となります。

基本法第6条は、「地方公共団体は、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」旨を定めるとともに、第13条においては、「都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない」旨を定めております。

各位におかれましては、これらの基本法の趣旨を踏まえ、今後、都道府県計画の策定に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

ギャンブル等依存症対策推進計画の構成等について(他府県②)

ギャンブル等依存症対策推進計画		
徳島県	愛媛県	長崎県
(令和2年3月策定)	(平成31年4月策定)	(令和2年1月策定)
<p>はじめに 「関係機関」について</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>2 基本理念</p> <p>3 計画の位置付け</p> <p>4 計画期間</p> <p>5 ギャンブル等への依存がもたらす影響</p> <p>6 本県の状況</p> <p>7 取組の基本方針</p> <p>8 取組の具体的内容</p> <p>① 予防対策</p> <p>② 相談・医療</p> <p>③ 再発防止・社会復帰</p> <p>9 計画の進行管理</p>	<p>第1章 計画の概要</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>2 愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画について</p> <p>3 基本的な考え方</p> <p>第2章 ギャンブル等依存症の状況</p> <p>1 ギャンブル等依存症について</p> <p>2 ギャンブル等の状況</p> <p>3 ギャンブル等依存症に関する現状</p> <p>4 ギャンブルによる社会問題</p> <p>5 地域における相談状況</p> <p>6 地域の医療機関及び民間支援団体</p> <p>第3章 重点目標及び重点施策</p> <p>【重点目標】【重点施策】</p> <p>第4章 基本的施策</p> <p>1 教育及び普及啓発</p> <p>2 不適切なギャンブル等の誘引防止</p> <p>3 ギャンブル等依存症に係る医療の充実等</p> <p>4 ギャンブル等依存症の相談支援等</p> <p>5 ギャンブル等依存症の回復維持(社会復帰のための本人及び家族への支援)</p> <p>6 民間支援団体の活動に対する支援</p> <p>第5章 推進体制等</p> <p>1 関連施策との連携について</p> <p>2 計画の策定等について</p> <p>3 計画の見直しについて</p> <p>◆ 予防から治療、再発防止までの取組</p> <p>◆ 関係機関による連携のイメージ</p> <p><参考資料></p>	<p>序章 計画策定の趣旨等</p> <p>1 計画の策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 ギャンブル等依存症の定義</p> <p>第1章 全国及び本県の現状</p> <p>1 ギャンブル等の状況</p> <p>2 ギャンブル等依存症の状況</p> <p>3 その他のギャンブル等依存症関連問題の状況</p> <p>第2章 基本的考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本的な方向性</p> <p>第3章 基本的な施策</p> <p>1 発生予防</p> <p>2 進行予防</p> <p>3 再発予防</p> <p>4 調査研究の推進等</p> <p>第4章 重点目標</p> <p>第5章 推進体制等</p> <p>1 関係機関との有機的な連携</p> <p>2 推進体制</p> <p>3 計画の進行管理</p> <p>4 計画の見直し</p>

ギャンブル等依存症対策推進計画の構成等について(他府県①)

ギャンブル等依存症対策推進計画			
北海道	愛知県	大阪府	和歌山県
(令和2年3月策定)	(令和2年3月策定)	(令和2年3月策定)	(令和2年4月策定)
<p>第Ⅰ章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p> <p>4 ギャンブル等依存症の現状</p> <p>第Ⅱ章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 国、地方公共団体、関係事業者、国民(道民)等の責務</p> <p>3 基本方針</p> <p>4 重点目標</p> <p>第Ⅲ章 施策体系</p> <p>1 発症予防(一次予防)</p> <p>2 進行予防(二次予防)</p> <p>3 再発予防(三次予防)</p> <p>4 共通</p> <p>5 施策体系図</p> <p>第Ⅳ章 推進体制等</p> <p>1 関連施策との有機的な連携</p> <p>2 推進体制</p> <p>3 調査研究・実態調査</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>用語解説</p>	<p>第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等</p> <p>I はじめに</p> <p>II 本県のギャンブル等をめぐる状況</p> <p>III ギャンブル等依存症対策の方向性</p> <p>第二章 具体的な取組</p> <p>I 発症予防</p> <p>II 進行・再発予防及び回復支援</p> <p>III 依存症対策の基盤整備</p> <p>IV 多重債務問題等への取組</p> <p>第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等</p> <p>参考資料</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1.計画の趣旨・背景</p> <p>2.基本理念</p> <p>3.計画の位置づけ</p> <p>4.計画の期間</p> <p>第2章 現状と課題</p> <p>1.ギャンブル等をする人の状況</p> <p>2.大阪府の取組みと課題</p> <p>第3章 基本的考え方</p> <p>第4章 具体的な取組み</p> <p>I 普及啓発の強化</p> <p>II 相談支援体制の強化</p> <p>III 治療体制の強化</p> <p>IV 切れ目ない回復支援体制の強化</p> <p>V 大阪独自の支援体制の構築</p> <p>第5章 推進体制等</p> <p>1.計画の推進体制</p> <p>2.計画の進捗管理</p> <p>3.計画の見直し</p> <p>用語集</p> <p>関係資料</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 計画の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画期間</p> <p>4 定義等</p> <p>第2章 現状と課題</p> <p>1 依存症の状況</p> <p>2 依存症関連問題の状況</p> <p>3 関係事業者の状況</p> <p>4 本県の依存症対策現状</p> <p>5 本県の依存症対策課題</p> <p>第3章 基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本的な方向性</p> <p>第4章 基本的施策</p> <p>1 予防教育・普及啓発</p> <p>2 相談・治療回復支援</p> <p>3 包括的な連携協力体制の構築</p> <p>4 ギャンブル等の取締強化</p> <p>5 関係事業者による取組</p> <p>第5章 推進体制等</p> <p>1 計画の進行管理について</p> <p>2 計画の見直しについて</p> <p>3 関連施策との連携について</p>